



# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

平成30年11月30日

条例案の概要  
目次

議第59号	美濃加茂市健康診査等手数料条例について	1
議第60号	美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例について	4
議第61号	美濃加茂市のぞみ教室の設置及び管理に関する条例について	8
議第62号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議第63号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	14
議第64号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
議第65号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	17
議第66号	美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	18

〔議第59号〕

美濃加茂市健康診査等手数料条例について

【議案書：1頁】

◎ 条例制定の趣旨

市民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を目的として、市が実施する健康診査及び検診について、これまで実費により徴収してきたものを手数料として整理したため、条例を制定するものです。

◎ 条例の構成

- 趣旨（第1条関係）
- 定義（第2条関係）
- 手数料を徴収する健康診査等の項目及び手数料の額（第3条関係）
- 徴収の時期等（第4条関係）
- 手数料の免除（第5条関係）
- 委任（第6条関係）

◎ 条例の概要

市が実施する健康診査及び検診のうち次の表のように手数料を徴収します。

区分	健康診査等の項目	手数料の額
健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業	がん検診	規則で定める細目ごとに、1,000円の範囲内において規則で定める額
	骨粗しょう症検診	1,000円の範囲内において規則で定める額
	肝炎ウイルス検診	
	歯周疾患検診	
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づく特定健康診査	特定健康診査	
その他市が実施する健康診査及び検診	前立腺がん検診	

◎ 条例の施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

条 項	内 容	ページ																
第1条（趣旨）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の趣旨を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>この条例は、市民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を目的として、市が実施する健康診査等の手数料を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	1																
第2条（定義）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例で使用する用語の定義を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>この条例において「健康診査等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき市が実施する健康増進事業：がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づき市が国民健康保険被保険者に対して実施する特定健康診査</p> <p>(3) その他市が実施する健康診査及び検診：前立腺がん検診</p>	1																
第3条（手数料の徴収）	<p>〔概 要〕</p> <p>手数料を徴収する健康診査等の項目及び手数料の額を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>健康診査等の項目及び手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="448 1408 1254 2007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健康診査等の項目</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第2条第1号の健康増進事業</td> <td>がん検診</td> <td>規則で定める細目ごとに、1,000円の範囲内において規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検診</td> <td rowspan="3">1,000円の範囲内において規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患検診</td> </tr> <tr> <td>第2条第2号の特定健康診査</td> <td>特定健康診査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2条第3号の市が実施する健</td> <td>前立腺がん検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	健康診査等の項目	手数料の額	第2条第1号の健康増進事業	がん検診	規則で定める細目ごとに、1,000円の範囲内において規則で定める額	骨粗しょう症検診	1,000円の範囲内において規則で定める額	肝炎ウイルス検診	歯周疾患検診	第2条第2号の特定健康診査	特定健康診査		第2条第3号の市が実施する健	前立腺がん検診		1
区分	健康診査等の項目	手数料の額																
第2条第1号の健康増進事業	がん検診	規則で定める細目ごとに、1,000円の範囲内において規則で定める額																
	骨粗しょう症検診	1,000円の範囲内において規則で定める額																
	肝炎ウイルス検診																	
	歯周疾患検診																	
第2条第2号の特定健康診査	特定健康診査																	
第2条第3号の市が実施する健	前立腺がん検診																	

	康診査及び検診		
第4条（徴収の時期等）	<p>〔概要〕</p> <p>手数料の徴収時期と還付について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 手数料は、健康診査等を受ける際に、健康診査等を受ける者（以下「受診者」という。）からこれを徴収する。</p> <p>2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>		1
第5条（手数料の免除）	<p>〔概要〕</p> <p>手数料を免除する対象者を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者</p> <p>(3) 健康診査等を受診する日の属する年度（4月から6月までに受診する場合は、当該年度の前年度）において市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>(4) 健康診査等を受診する日の属する年度の前年度の3月31日現在において75歳以上の者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p>		1
第6条（委任）	<p>〔概要〕</p> <p>規則への委任について規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>		2
附則	<p>〔概要〕</p> <p>条例の施行期日を規定するものです。</p> <p>〔内容〕</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>		2

◎ 制定の背景

○ 法律の制定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号、平成28年法律第47号）

- ・平成23年法律第105号（第2次地方分権一括法）

公布日 … 平成23年8月30日

施行日 … 平成24年4月1日（工場立地法関係）

- ・平成28年法律第47号（第6次地方分権一括法）

公布日 … 平成28年5月20日

施行日 … 平成29年4月1日（工場立地法関係）

○ 法律制定の趣旨

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえた都道府県権限の市町村への移譲や条例制定権の拡大などのため、関係法律の整備が行われ、工場立地法（昭和34年法律第24号）も一部改正により、緑地面積率等に係る地域準則制定権限及び届出受理等の関連事務が平成24年4月に県から市へ、平成29年4月からは、全ての市町村へ移譲されました。

◎ 条例制定の趣旨


工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年1月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「国の準則」という。）に代えて適用すべき市準則を条例で定めるものです。

◎ 条例の概要

敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上となる製造業等の特定工場が、国の準則に従い整備すべき緑地等の敷地面積に対する割合について、国の基準の範囲内で、条例で市準則を定めることにより、緩和するものです。

◎ 条例の施行期日

この条例は、平成31年1月1日から施行します。

条 項	内 容	ページ																								
第1条（趣旨）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例制定の法令根拠を規定する。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（国の準則）に代えて適用すべき市準則を条例で定めるもの。</p>	3																								
第2条（定義）	<p>〔概 要〕</p> <p>この条例の用語は、法令等の用語と同意義であることを定義する。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>この条例の用語の意義は、工場立地法、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。</p>	3																								
第3条（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）	<p>〔概 要〕</p> <p>第1項において、条例の適用区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を、また第2項において、当該割合に対する重複緑地の算入割合を規定する。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>国の準則（現行）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>重複緑地の算入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>全て</td> <td>20%以上</td> <td>25%以上</td> <td>25%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"></p> <p>市準則案（緩和）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>区域の範囲</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>重複緑地の算入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種</td> <td>準工業地域</td> <td>10%以上</td> <td>15%以上</td> <td rowspan="2">50%以内</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>工業地域及び</td> <td>5%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率	全て	全て	20%以上	25%以上	25%以内	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率	第2種	準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内	第3種	工業地域及び	5%以上	10%以上	3
区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率																						
全て	全て	20%以上	25%以上	25%以内																						
区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の算入率																						
第2種	準工業地域	10%以上	15%以上	50%以内																						
第3種	工業地域及び	5%以上	10%以上																							

		工業専用地域				
	第4種	用途地域以外の地域	5%以上	10%以上		
第4条（特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）	<p>〔概要〕          特定工場の敷地が条例で規定した区域又は条例で規定する区域以外の区域の2以上の区域にわたる場合の規定の適用及び適用可否について規定する。</p> <p>〔内容〕          特定工場の敷地において、条例に規定するいずれかの区域の敷地割合が最も高い場合は、敷地全部について当該区域の割合を適用し、条例で規定する区域以外の敷地割合が最も高い場合は、条例の規定は適用せず、国の準則を適用する。</p>					4
第5条（特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用）	<p>〔概要〕          特定工場の敷地が隣接する市町村の区域にわたる場合の条例の規定の適用について規定する。</p> <p>〔内容〕          市長が隣接市町村の長と協議して定める。</p>					4
第6条（環境施設の配置における周辺の地域への配慮）	<p>〔概要〕          特定工場に対し、周辺の地域の生活環境の保持に対する配慮を求めるよう規定する。</p> <p>〔内容〕          特定工場における環境施設の配置について、住宅地との隣接部分等の周辺部に配置し、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう規定する。</p>					4
第7条（地域活性化への寄与）	<p>〔概要〕          特定工場の設置者に対し、地元住民の雇用や地域貢献等による地域活性化への寄与義務を規定する。</p> <p>〔内容〕          地域資源（ヒト・モノ・カネ）の活用や、特定工場の事業内容との相乗効果において、地域（市・団体・個人・学校・企業等）との連携による活性化が期待できる取り組みに対する努力義務を規定する。</p>					4



<p>附則第1項 (施行期日)</p>	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定する。</p> <p>〔内容〕 条例の施行期日 … 平成31年1月1日</p>	<p>4</p>
<p>附則第2項 (経過措置)</p>	<p>〔概要〕 昭和49年6月28日に既に設置又は設置のための工事が行われた特定工場が、生産施設の面積の変更を行う際、条例第3条の規定に代わり、国の準則備考の計算式を準用することを規定する。</p> <p>〔内容〕 緑地等の環境施設の面積の敷地割合などを定めた国の準則公表を規定した工場立地法の改正（工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号））により、国の準則備考において、昭和49年6月28日に設置又は設置工事が行われている既存工場等については、当該準則の規定に代えて備考に規定する計算式によって行うと定めているため、条例においても、当該計算式の係数を条例第3条の規定に読み替えて準用することを規定する。</p>	<p>4</p>

◎ 制定の趣旨

日本語指導が必要な児童生徒に対して、学校生活に必要な生活指導及び初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、公立小中学校での学校生活への適応を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 0 条の規定に基づき、美濃加茂市のぞみ教室を、古井小学校敷地内に新しく設置するため、条例を制定するものです。

◎ 条例の構成

- 設置（第 1 条関係）
- 定義（第 2 条関係）
- 位置等（第 3 条関係）
- 事業（第 4 条関係）
- 職員（第 5 条関係）
- 休業日（第 6 条関係）
- 開室時間（第 7 条関係）
- 定員（第 8 条関係）
- 事業の対象者（第 9 条関係）
- 入室の決定（第 1 0 条関係）
- 退室の決定（第 1 1 条関係）
- 利用の制限（第 1 2 条関係）
- 委任（第 1 3 条関係）

◎ 施行期日等

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行するものです。また、附則第 2 項で施行前における準備行為について規定します。

条 項	内 容	ページ
第1条（設置）	<p>〔概 要〕</p> <p>目的及び法令根拠を明確にし、美濃加茂市のぞみ教室を設置することを規定します。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対して、学校生活で必要な生活指導及び初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、公立小中学校での学校生活への適応を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、美濃加茂市のぞみ教室（以下「のぞみ教室」という。）を設置する。</p>	5
第2条（定義）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にします。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日本語指導が必要な児童生徒 公立小中学校に在籍し、外国籍等の理由により日本語での日常会話が十分にできない又は日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じていると教育委員会が認める者をいう。</p> <p>(2) 公立小中学校 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和40年美濃加茂市条例第9号）第1条の規定により設置された小学校及び中学校並びに美濃加茂市・富加町中学校組合立双葉中学校をいう。</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）その他日本語指導が必要な児童生徒を現に監護する者をいう。</p>	5
第3条（位置等）	<p>〔概 要〕</p> <p>のぞみ教室の位置及び分室について規定します。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>1 のぞみ教室の位置は、美濃加茂市本郷町一丁目9番8号とする。</p> <p>2 教育委員会は、必要と認めたときは、のぞみ教室に分室を置くことができる。</p>	5

第4条（事業）	<p>〔概要〕</p> <p>のぞみ教室で行う事業について規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>教育委員会は、のぞみ教室において次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本の生活様式及び文化に係る生活指導並びに学校生活上必要となる日本語指導</p> <p>(2) 保護者に対する教育相談（就学に関する情報提供を含む。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</p>	5
第5条（職員）	<p>〔概要〕</p> <p>のぞみ教室に配置する職員について規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>のぞみ教室に、室長及び必要な職員を置く。</p>	6
第6条（休業日）	<p>〔概要〕</p> <p>のぞみ教室の事業を行わない日を規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは休業日に事業を行い、又は事業を行う日を休業日とすることができる。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 7月21日から8月28日まで</p> <p>(4) 12月27日から翌年1月6日まで</p> <p>(5) 3月27日から4月6日まで</p>	6
第7条（開室時間）	<p>〔概要〕</p> <p>のぞみ教室の開室時間について規定します。</p> <p>〔内容〕</p> <p>のぞみ教室の開室時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	6

第8条（定員）	<p>〔概要〕 のぞみ教室が受け入れる児童生徒の定員について規定します。</p> <p>〔内容〕 のぞみ教室の定員は、教育委員会が別に定める。</p>	6
第9条（事業の対象者）	<p>〔概要〕 のぞみ教室の事業を利用することができる対象者を規定します。</p> <p>〔内容〕 事業の対象者は、市内に住所を有する日本語指導が必要な児童生徒とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた者については、この限りでない。</p>	6
第10条（入室の決定）	<p>〔概要〕 のぞみ教室の入室の決定について規定します。</p> <p>〔内容〕 のぞみ教室の入室は、保護者の同意を得て教育委員会が決定する。</p>	6
第11条（退室の決定）	<p>〔概要〕 のぞみ教室の退室の決定について規定します。</p> <p>〔内容〕 のぞみ教室の退室は、日本語指導が必要な児童生徒の状況により教育委員会が決定する。</p>	6
第12条（利用の制限）	<p>〔概要〕 のぞみ教室の利用を制限する場合について規定します。</p> <p>〔内容〕 教育委員会は、のぞみ教室の事業を利用しようとする者が感染性の疾病にかかっているときその他管理上適当でないとき認めるときは、のぞみ教室の事業を利用させないことができる。</p>	6
第13条（委任）	<p>〔概要〕 この条例の施行に関する必要な事項の規定は教育委員会規則に委任することを規定します。</p> <p>〔内容〕 この条例に定めるもののほか、のぞみ教室の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	6
附則第1項（施行期日）	<p>〔概要〕 条例の施行期日を規定します。</p> <p>〔内容〕</p>	6

	条例の施行期日 … 平成31年1月1日	
附則第2項 (準備行為)	<p>〔概要〕 この条例の施行前でも入室の手続等の準備行為ができる旨を規定します。</p> <p>〔内容〕 第10条の規定による入室の決定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。</p>	7

〔議第62号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：8頁】

◎ 改正の概要

平成30年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

平成30年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.45月とし、引き上げ分については、12月期の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

平成31年度からの期末手当の支給月数を平成29年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.45月とし、6月期と12月期支給分を均一化し、それぞれ2.225月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (H30.4.1時点)	改正後 (H30.12.1時点)	改正後 (H31.4.1時点)	引上げ分
6月期 支給割合	2.125月	2.125月	2.225月	
12月期 支給割合	2.275月	2.325月	2.225月	
合計	4.4月	4.45月		0.05月

◎ 施行期日

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

第1条の規定については、平成30年12月1日から適用します。

〔議第63号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：10頁】

◎ 改正の概要

平成30年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き上げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

平成30年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、4.45月とし、引き上げ分については、12月期の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

平成31年度からの期末手当の支給月数を平成29年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、4.45月とし、6月期と12月期支給分を均一化し、それぞれ2.225月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (H30.4.1時点)	改正後 (H30.12.1時点)	改正後 (H31.4.1時点)	引上げ分
6月期 支給割合	2.125月	2.125月	2.225月	
12月期 支給割合	2.275月	2.325月	2.225月	
合計	4.4月	4.45月		0.05月

◎ 施行期日

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

第1条の規定については、平成30年12月1日から適用します。



◎ 改正の概要

平成30年8月10日に行われた人事院勧告に基づき、民間給与との格差を解消するため、給料表の水準を引き上げる等の所要の改正を行うものです。

【給与勧告の骨子】

- ①民間給与との格差（0.16%・655円）を解消するため、給料表の水準を引き上げます。
- ②民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分します。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 給料水準の改定（第3条関係（別表第1））

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、給料表を初任給については1,500円引き上げます。若年層についても1,000円程度、その他は400円の引上げを基本に改定します。

○ 宿日直手当の引上げ（第19条関係）

通常の宿日直勤務の宿日直手当を4,200円から4,400円に改定します。常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員の宿日直手当の限度額を21,000円から22,000円に改定します。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行4.40月から4.45月に改定し、12月の勤勉手当に加算します。

○ 55歳以上の職員の給与1.5%減額措置の廃止に伴う条項の削除（第20条、第21条及び附則関係）

給与制度の総合的見直しに伴う経過措置が廃止されているため、附則第7項から第10項までを削り、影響のある箇所について改正します。

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 級別基準職務表の見直し（第3条関係（別表第2））

国及び県の指導により、級別基準職務表の「…に相当する職務」の表記

を削るものです。

○ 給与からの控除項目の見直し（第14条関係）

職員の自己負担が発生する事業を行う場合に、給与から控除できるように見直すものです。

○ 期末手当の6月及び12月の支給月数を均一化（第20条関係）

6月期支給分（現行1.225月分）と12月期支給分（現行1.375月分）の期末手当の支給月数を均一化し、それぞれ1.30月分とします。

○ 勤勉手当の引上げ（第21条関係）

支給月数を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を4.45月に改定します（現行4.40月）。引上げ分である0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ振り分け、一般職の勤勉手当をそれぞれ0.925月とします。

【参考】勤勉手当の見直し

区 分	現行 (H30.4.1時点)	改正後 (H30.12.1時点)	改正後 (H31.4.1時点)	引上げ分
6月期支給割合	0.90月	0.90月	0.925月	
12月期支給割合	0.90月	0.95月	0.925月	
合 計	1.8月		1.85月	0.05 月

◎ 施行期日

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の第19条及び別表第1の規定は平成30年4月1日から、第21条第2項の規定は平成30年12月1日から適用します。

〔議第65号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
について

【議案書：30頁】

◎ 改正の概要

平成30年8月10日に行われた人事院勧告に基づき、給料表の水準を引き上げる等の所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 給料水準の改定（第7条関係（別表））

民間給与との較差を埋めるため、一般職の給料表に併せて改定します。

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、平成30年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、3.35月とし、引き上げ分については、12月期の支給月数に加算します。

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引上げ（第9条関係）

民間の支給割合との均衡を図るため、平成31年度からの期末手当の支給月数を平成29年度と比較して年間で0.05月分引き上げ、3.35月とし、引き上げ分については、6月期と12月期支給分を均一化し、それぞれ1.675月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (H30.4.1時点)	改正後 (H30.12.1時点)	改正後 (H31.4.1時点)	引上げ分
6月期支給割合	1.65月	1.65月	1.675月	
12月期支給割合	1.65月	1.7月	1.675月	
合 計	3.3月	3.35月		0.05月

◎ 施行期日

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

第1条の規定による改正後の別表の規定は平成30年4月1日から、第9条第2項の規定は平成30年12月1日から適用します。

〔議第 66 号〕

美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：33頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号） ・技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）
条例改正に影響する施行日	平成31年4月1日
改正される法令	・水道法施行令（昭和32年政令第336号） ・技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）
条例改正に影響する条	・水道法施行令第4条及び第6条 ・技術士法施行規則第11条

○ 条例改正趣旨

学校教育法の一部改正を受け水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分の変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

※水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）は、今年度中に改正が見込まれています。

◎ 改正の主な内容

○ 布設工事監督者の資格区分の変更（第3条関係）

- ・第3条第3号において、「短期大学」に「専門職大学の前期課程」を含むこととし、それにより影響がある箇所について改正しました。
- ・技術士の試験科目の見直しがあり、第3条第8号の「又は水道環境」を削りました。

○ 水道技術管理者の資格区分の変更（第4条関係）

第3条の場合と同様に、「専門職大学の前期課程」を含むこととしたことにより影響がある箇所について改正しました。

◎ 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行します。